

骨格提言を尊重する（仮称）障害者総合支援法の制定を求める意見書

平成21年12月、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者に係る制度の集中的な改革を目的として、内閣総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進会議が設置され、この下に障害者施策の推進に関する意見をまとめる障がい者制度改革推進部会が発足した。

平成22年4月には、この推進会議の下に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が設けられ、障害者自立支援法にかわる（仮称）障害者総合福祉法について精力的に検討が重ねられ、平成23年8月30日に障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（以下「骨格提言」という）がまとめられた。

この骨格提言は、多くの障害当事者が参画し、さまざまな立場から、互いの違いを認め合いながらまとめあげたものである。そして、障害者を保護の対象から権利の主体へ転換を目指すことを基本理念として、地域で自立した生活を営む基本的権利を明確に打ち出している。

政府は、去る3月13日の閣議で、新たに難病患者らを障害福祉サービスの対象に加えることや、名称を「障害者総合支援法」に変更することなどを柱とする障害者自立支援法改正案を決定した。平成25年4月からの施行を目指すとのことだが、骨格提言が十分反映されていないとの意見もある。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、骨格提言を最大限尊重する法の成立及び関連法の整備がなされることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月19日

大 阪 府 茨 木 市 議 会